

千葉県内水面漁場計画の素案の主な検討内容

令和4年7月29日

1 共同漁業権

(1) 漁業権の対象魚種の見直し

免許番号	漁業の名称	検討内容
内共第5号 (南白亀川)	しじみ漁業	漁場環境の悪化により資源の発生が長期間見られず、今後の利用が見込まれないことから設定しない。

(2) 漁業権の統合

免許番号	検討内容
内共第2号 (小櫃川)	一河川一漁業権とするため漁業権を統合する。
内共第15号 (小櫃川)	

(3) 原発事故の影響により出荷制限等のある漁業権の取扱い

免許番号	検討内容
内共第7号(手賀沼) 内共第10号(利根川) 内共第11号(利根川) 内共第12号(利根川) 内共第14号(利根川)	原発事故の影響により食用を目的とする操業が制限されているが、制限解除後に操業が再開できるよう、現行どおり漁業権を設定する。

2 区画漁業権

(1) あおのり養殖業の漁業権の条件の見直し

漁業権の条件	検討内容
毎漁期におけるあおのり養殖施設の設置については、事前に千葉県内水面漁場管理委員会に協議しなければならない。	他種漁業と漁業調整上の問題などについては、長期間、問題が生じておらず、行使状況については資源管理の状況等の報告により把握することができるため削除する。